構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北本市
- 2 構造改革特別区域の名称 北本市きめ細かな教育特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 北本市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

北本市は、武蔵野の雑木林や荒川の清流が残る、自然環境に恵まれたまちで、その将来像として「北本市総合振興計画」の中で「緑に囲まれた健康な文化都市」を掲げています。樹齢800年と推定される国の天然記念物「石戸蒲桜」に象徴される歴史と、首都近郊都市としての利便性を併せ持つまちとして、伝統と新しさを調和させながら順調な発展を遂げてきました。

教育の分野においては、「生涯学習を推進し、新しい文化を創造するまち」をモットーに、教育行政施策を推進しています。とりわけ学校教育については、小・中学校における教育が生涯学習の基礎を培うための場であるとの認識に立ち、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指した創意ある教育活動を展開し、思考・判断力等の確かな学力と、正しい規範意識等の社会性を身につけ、国際社会の中で個性を発揮し、積極的に課題解決に当たる「21世紀をたくましく生きる心豊かな子どもたちの育成」(目指す子ども像)に努めていかなければならないと考えています。

北本市は首都近郊都市特有のベッドタウンとしての要素が強く、従来、情報や文化、産業を発信するより受け取ることの多い市でありました。住み良いまちづくり、特に市外の年齢層の若い人たちに転居先として選んでもらうまちとなるため、これからは自然環境や伝統を守りながらも地域を活性化し、情報、文化等多くのものを発信していくことができるようになっていきたいと考えています。そのためには、各分野で活躍する有用な人材を輩出していく人材育成こそ、地域活性化の鍵と考えます。そこで、学校の教育力を高め、その基盤となる前述の、目指す子ども像の具現を目指し、学校教育リフレッシュプログラム(工程表参照)を

策定しました。

リフレッシュプログラムの策定に先立ち本市では、学習指導を充実する目的で、平成11年度から開始された国の緊急雇用事業の適用を受け、小学校で担任とチームを組み授業を行う小学校非常勤講師と、小中学校のコンピュータを使う授業で担任や子どもたちの機器操作の支援を行う情報教育指導員の配置をしてきました。本年度は、小学校非常勤講師9人、情報教育指導員を12人雇用し、市内小・中学校に配置しています。この事業は教育力の高い信頼される学校づくりのための手立ての一つです。この他に県の少人数指導加配も全学校で受け、指導方法の工夫改善にも力を入れています。

5 構造改革特別区域計画の意義

教育の充実を、まちづくりの施策に掲げる市町村は少なくありません。 しかし、現状は、基本的な生活習慣の育成に関わる指導や不登校、非行 問題行動、学力などの課題を抱えていて、計画どおりに進まない状況に あると聞きます。本市も同様で、教師は小学校低学年における基本的生 活習慣の指導や学力の向上、また、中学校における不登校傾向を示す生 徒や非行問題などの現実的な対応に追われています。本市は、社会の一 員としての資質を高める指導や学習内容の定着を図る指導を充実する ことで、豊かな人間性と確かな学力を育成し、将来社会の発展に尽くす 有用な人材となる子どもたちを育てていきたいと思っています。そのた めには、きめ細かな教育(一人一人の子どもたちの実態に即した教育) を推進していくことが必要であると考えています。少人数の学習指導だ けであれば、現行制度下でも実施可能です。しかし、同一学級の同一教 科内で担任以外の教員が指導するグループができ、担任が常に子どもた ちの実態を把握しながら、学習指導以外の場面も含めて、生活全般で統 一的に指導するということができません。学校教育は全人的な営みです から、一人一人の子どもを、学校生活全体をとおして指導していく必要 があります。特に小学校という担任教師の影響が大きい年代では重要な 意味を持っており、現状の少人数学習指導という方法では指導の一貫 性・連続性という面に課題が残ってしまいます。少人数学級により可能 となる学習集団と生活集団の一体化によって、課題の解決を図ろうと考 えています。

そこで、豊かな人間性と確かな学力を育成する教育の充実のため、学校生活の原点である小学校1年生で、30人以下の少人数学級を編制し、県の配当数を上回る教員を市費で採用し学級担任に充てます。学校とい

う集団生活のスタート時点で、一人一人の子どもたちの課題と支援策を明確にし、担任との密接な人間関係をベースとしながら迅速適切に指導できる体制を構築する事業展開は、大変意義深いものと考えます。

少人数の学級は、担任と子どもたちが学校生活全体の中でじっくりと向かい合い、その子に必要なことは何なのか考え実践することができます。このような活動こそ教育効果を高め、学校教育に対する保護者や地域の信頼を高めることになり、市内の各学校が取り組む特色ある教育の効果と相俟って、「21世紀をたくましく生きる心豊かな子どもたちの育成」が進み、地域内外で活躍する有用な人材育成が実現すると考えます。

市費による教員は、現行制度の枠の中では学級担任として任用することはできません。そこで、構造改革特別区域の認定を受け、学級を担任することのできる常勤の教員を雇用することによって、きめ細かな指導体制を確立していこうとするものです。このことは、本市の教育を活性化させると同時に、少人数学級が様々な教育課題を解決し、確かな学力と豊かな人間性を陶冶するモデルとなり、教育改革を強力に推進する契機になるものと考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、地域・保護者から信頼される、教育力の高い学校をつくり、 「21世紀をたくましく生きる心豊かな子どもたちの育成」を実現して、 将来様々な分野・地域で活躍する有用なる人材を育成・輩出することを 目標としています。そのため「市町村立学校職員給与負担法」の規定に かかわらず、市費による常勤の教員を採用し、学級担任に充て、小学校 1年生で1クラスの人数が30人以下の少人数学級を編制します。現行 制度の中でも少人数の学習指導は可能ですが、教育の実際は、学級の中 で、生活や学習が一体となりながら担任教師と子どもたちの相互交流の 中で行われます。またその関係が密であればあるほど効果があがるとい う特性を持っています。特に本市で課題となっている小学校低学年児童 の、基本的生活の育成に関わる部分は、学校生活すべての場面で、教師 と子どもたちの人間関係を基盤として温かくも厳しい指導が必要であ ります。また、中学校生徒の不登校や非行問題行動の課題も、原因に集 団生活への不適応や人間関係調整力不足などがあげられ、その原点は小 学校1年生の、学校生活入門期における育成が不十分であったと考えら れます。担任が一人一人の児童の問題に親身になり、時間をかけていね いに対応していくことが重要で、教育の効果は、担任との人間関係によ

る部分が大きいといわれる所以であります。

今まで本市で実施してきた事業は、制約があるため、どちらかと言えば、少人数授業など学習指導面への手立てに限られていました。学校教育は、社会の一員としての行動規範や態度、ものの考え方等を指導する生活指導と、知的側面に働きかける学習指導で成り立ち、両者の総合的な相乗作用で人格形成が進むものであります。また、生活指導は教科学習の基盤であり、望ましい学校生活への適応力なくして学習面での効果をあげることは難しいものでもあります。本市が行ってきたような非常勤講師の導入による学習指導の充実は、その前提としての生活指導に深くかかわることのできる制度ではありません。あくまでも教科指導が中心であり、市費教員を担任に充て、担任する子どもたちの生活面・学習面の指導について責任と権限を付与し、新たな指導方法の研究開発を含め、職務に邁進にさせていきたいと考えています。このように市が目指す人材育成に向けた教育のためには、集団生活や学習の入門期において、生活面と学習面との両面を充実していく手立てを強く望むものであります。

本市の具体的な取り組みとして、学校生活の入門期であり、生活と学習が密接に結びついている小学校 1 年生で1学級30人以下の少人数学級編制を実施します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社 会的効果

少人数学級編制のメリットを最大限に活用し、2 1世紀をたくましく生きる心豊かな子どもという目標を達成し、社会に有用な人材を育成・輩出していくという本計画においては、次に示す生活指導面、学習指導面の効果のほか、それらを踏まえた総体的な面での効果を創出できます。

(1)生活指導面

登校から下校までの学校生活の様々な場面で、問題となる行動を 捉え、個々の子どもたちへの迅速的確な指導ができ、「学級がうま く機能しない状況」(子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師 の指導に従わず授業が成立しないなど集団教育という学校の機能 が成立しない学級の状態が一定期間継続し学級担任による通常の 手法では問題解決できない状態に立ち至っている場合 < 2000 年文部省 学級経営の充実に関する調査研究より引用 >) にある学 級数を減らすことができる。小学校における同状態は、1 年生の 時から学級経営が不安定な状況が継続的しており、早期にきめ細 かな生活指導が必要である。

「学級がうまく機能しない状況」に陥る可能性が懸念される学級 は平成14年度市内小学校8校131学級中2校3学級、15年 度(現時点)3校5学級であった。

平成21年度には、0校0学級に減少させることができる。

担任と子どもたちが直接関わる時間が多くなり、信頼関係が深まる。その結果不安や悩み等の解決を目指す教育相談的な活動において、一人一人の子どもたちの問題により深く関わることのできる状況が創出され、質的な向上を図ることができる。結果として不登校の子どもたちの数が減少する。平成14年度の本市の不登校児童数は小学校合計17人であった。

平成17年度には、小学校合計15人以内

平成21年度には、小学校合計10人以内に減少させることができる。

望ましい生活についてじっくりと考えさせ、自己の内面から自分自身を見つめさせる指導ができる。あわせて倫理観の育成や強い意思の育成ができる。このことで、非行問題行動発生件数が減る。 平成14年度本市の暴力行為・いじめ発生件数は、小学校合計3件であった。

平成17年度には、小学校合計で、1件以内

平成21年度には、小学校合計で、0件に減少させることができる。

集団生活における規律や秩序に対する指導がゆとりを持ってできるようになり、結果として、規範意識や公徳心等の道徳教育と関連が深い評価項目についての評価がよくなる子どもたちが増える。少ない人数の集団では、数名の子どもたちの変化が全員に波及浸透しやすくなり、望ましい行動様式習得等に多くの時間をかけることなくできるようになる。結果として通知表や指導要録の行動面の評価がよい子どもたちが多くなる。

担任は児童理解がしやすくなり、その子のよさ・可能性を具体的に生かしていく場面を設定できる。たとえば生き物の世話が好きそうな子にはそのような活動場面を意図的に与え、責任を持って取り組ませることで個性の伸長と社会性の涵養を図ることができる。このことで、学校生活が楽しいと思う子どもたちが増え、前述 の効果と相俟って不登校数が減少する。

(2)学習指導面

教師と子どもたちの人間関係を基盤とした、ていねいな指導ができる。これにより基礎的基本的内容の理解がより一層徹底でき、標準学力検査の、知識・理解に関する結果の数値がよくなる。平成16年度当初に市内小学校2年生に、小学校1年生修了時の標準学力検査算数を実施し、その時の「知識理解」領域の結果を100とする。平成17年度の2年生にも実施し、結果を103にあげる。以降隔年で2年生に実施し、103以上の結果にする。21年度の6年生にも標準学力検査を実施する。その結果全国平均を100とした時、103以上の数値にする。

(算数・知識理解領域は、学習指導における基礎的基本的内容の知識・理解度を評価するのに適しているため使用する) 子どもたちの発表・発言の機会が増え、学習意欲はもとより思考力や表現力の向上が期待できる。結果として、学力検査の思考力・表現力に関する結果の数値がよくなる。

・思考力に関して

平成16年度当初に市内小学校2年生に、小学校1年生修了時の標準学力検査国語を実施し、その時の「読む」領域結果を100とする。平成17年度の2年生にも実施し、結果を103にあげる。以降隔年で2年生に実施し、103以上の結果にする。21年度の6年生にも標準学力検査を実施する。その結果全国平均を100とした時、103以上の数値にする。

(国語・読む領域は、学習指導における思考力を評価するのに適しているため使用する)

・表現力に関して

平成16年度当初市内小学校2年生に、小学校1年生修了時の標準学力検査国語を実施し、その時の「話す・聞く」領域の結果を100とする。平成17年度の2年生にも実施し、結果を103にあげる。以降隔年で2年生に実施し、103以上の結果にする。21年度の6年生にも標準学力検査を実施する。その結果全国平均を100とした時、103以上の数値にする。

(国語・話す聞く領域は、学習指導における表現力を評価するの に適しているため使用する)

子どもたちの学習のつまずきが分かり易くなり、早く対応ができる。そして、わかる、できる場面の多い授業ができる。結果として、通知表や指導要録の関心・意欲・態度の評価値がよくなる子が増える。

少人数により一人一人の個に応じた評価活動がしやすくなり、より適切で信頼性のある評価が可能となる。この評価が新たな子ど もたちの学習意欲を喚起する。

その子の特性に応じ、活躍できる場面を意図的に設定し、能力の 伸長を図ることができる。結果として、学習目標への到達度を向 上させることができる。

(3)総体的な面

学級担任に対する保護者からの信頼が高まり、子どもを学校・家庭それぞれの機能に応じ教育しようとする、家庭・学校の連携活動が多くなる。その表れとして、PTA活動や授業参観等への参加率もよくなる。

新しい試みにより県費負担教員の意識改革が進み、創意と工夫あ ふれる教育実践が様々な場面でなされるようになる。その結果、 少人数での学級経営や授業のあり方等を研修テーマとし、研究を 発表する学校が増える。このことにより少人数学級実施が他市へ 波及する。

こうした生活指導面、学習指導面、総体的な面の効果により、指導が充実し、子どもたちへの教育効果が一層高まるものと考えます。

教育は学校と地域・保護者相互の信頼関係が重要です。確かな学力と 社会性の育成という教育効果の向上は、地域・保護者の信頼を強固な ものとし、他の関連事業の効果と相俟って信頼される学校づくりが一 層進むと考えます。そして、「21世紀をたくましく生きる心豊かな子 どもたちの育成」が具現化され、各地各分野で活躍する有用な人材の 育成と輩出ができるものと捉えています。

8 特定事業の名称

8 1 0 市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする 特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し 地方公共団体が必要と認める事項

北本市の学校教育における教育改革推進全体構想、学校教育リフレッシュプログラム(地域や学校の特性、学校の願いと子どもたちの実態に応じ、特色ある学校づくりや 地域や保護者から信頼される学校づくりを進める本市教育活性化の施策)より

信頼される学校づくり

- (1)少人数学級制の導入によるきめ細かな教育指導の実施
 - · 本特定事業
- (2)確かな学力の定着評価としての学力検査実施
 - ・確かな学力の定着度評価として、市独自に学力検査を実施し、指導 方法の工夫・改善を研究していく。
- (3)英語指導助手の増員による英会話能力の向上・国際理解教育の推進
 - ・ 英語指導助手を現在の2名から4名に増員し、市内各中学校1名 配置を完成させ、英語科教育を充実させると共に、小学校におけ る英語に親しむ活動の充実、国際理解教育の推進を図る。
- (4)学校協議会(北本市における学校評議員制度)による学校評価の充 実
 - ・ 外部機関による客観的な評価を導入し、学校教育の活性化と充実を図る。
- (5) 臨時職員の配置による障害児教育、学校図書館教育の充実
 - ・ 一人一人を大切にした障害児教育の充実。学校図書館臨時職員と 司書教諭が協力・連携し、学校図書館、読書指導を充実する。
- (6)施設設備の整備による安全の確保と学習環境の充実
 - ・児童生徒用机や椅子の新規格品への入れ替え、校舎の耐震補強対策等により教育環境の充実を図る。
- (7) 小中学校教員の人事交流による学校教育の充実
 - ・中学校教員を中学校区内の小学校に移動させ、主として高学年の 指導にあたらせる。その 2 年後、子どもたちの中学進学とともに 再び中学校に異動することで、子どもたちが小学校生活から中学 校生活へ円滑に適応できるよう掛け橋をつくる。本事業で、不登 校等の生徒指導上の課題解決を図る。
 - ・中学校教員の教科指導の専門性を小学校で発揮させ、学力の向上 を図る。

特色ある学校づくり

- (1)E-スクールプラン
 - ・ 各校の創意ある教育活動を財政的にサポートする事業。地域に開かれた特色ある学校づくりに向けた、各校の計画に基づき 1 校あたり平均 5 0 万円の助成金を交付する。
- (2)予算執行の校長裁量権拡大による特色ある学校づくりの推進
 - ・ 既存の補助金・助成金を整理統合し、特色ある学校づくりのため に、校長の裁量で執行できる予算の枠を拡大する。
- (3)目標管理制度の導入による特色ある学校作りの推進

・自己申告による目標管理制度を導入し、教育活動全般について教 員の目的意識、管理職の経営意識の高揚を図る、管理職(校長) を対象とした事業。

(4)学校選択制の導入

- ・ 従来の通学区域を残しながらも、希望による学校選択を可能とする制度。一層の特色ある学校作りを推進するとともに、教職員の 意識改革を図る。
- (5)部活動外部指導者の拡大による部活動の活性化
 - ・ 中学校部活動の外部指導者の数を増やしたり、週あたりの指導時間を増やしたりすることで、部活動の活性化を図る。
- (6)ホームページを活用した学校情報の積極的な発信
 - ・ 各学校のホームページを充実し、開かれた学校、情報の発信・共 有化を目指す。

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 8 1 0 市町村費負担教職員任用事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 北本市教育委員会
- 3 当該規制の特例措置の適用開始の日 構造改革特別区域計画認定の日
- 4 特定事業の内容
 - (1)事業の主体 北本市教育委員会
 - (2)事業が行われる区域 北本市の全域(小学校8校、中学校4校の区域)
 - (3)事業の実施期間構造改革特別区域計画認定の日以降
 - (4) 事業の内容

市費により常勤の教員を採用し、その教員に学級担任を持たせることで、市内小学校1年生で1クラス30人以下の、少人数学級の編制を実施します。平成16年度は4つの小学校第1学年に4人の市費採用による常勤教員を採用する計画です。今後は、

平成17年度、8校8人

平成18年度、7校7人

平成19年度、6校6人

平成20年度、2校2人

平成21年度、6校6人

を採用します。

採用する教員は、新たな取り組みに対し、意欲と責任感をもって臨み、子どもたちと心の通い合いを重視する人材、北本市で育ち北本市の将来の発展を願っている人材を想定しています。また、募集については、本申請が認可された段階で市広報、市ホームページ、ハローワークに募集記事を掲載します。応募が少なかったり、適格な人材がいなかったりした場合でも、平成11年度から実施してきた緊急雇用事業(小学校非常勤講師、情報教育指導員)等の採用者リストの中から

資格、資質の面で条件を満たしている者を募って選考したり、近隣市町の同様のリストから対応を図っていくことができます。緊急雇用事業はその事業の性格上、2年連続雇用するということができず、毎年新しい人材を募集・雇用してきたため、市教育委員会では教員免許を有する適任者を多く把握しています。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)市内小学校の子どもたちの現状について

小学校低学年児童の様子

最近、人の話を聞かない・聞けない児童、席についていられず授業中であっても立ち歩く児童など、基本的な生活習慣が身についていない児童が増えています。基本的な生活習慣が身についていない児童は、基礎学力の定着にも課題が残ります。学校教育の入門期であり今後の学習にも影響してくるので、学習を含め、学校生活全体できめ細かな指導が必要と考えます。

小学校中・高学年児童の様子

中学年になると、学習内容が低学年のころと比べると急激に難しくなります。小学校 1 年生での基礎的基本的内容の習得と教師の指示をよく聞き、学習に精一杯取り組む学習態度が欠かせません。また、この年齢は、友人との交流が急激に多くなる時期で、1 年生という集団生活のスタートにおける人との付き合い方へのきめ細かな指導で、人間関係調整力がきちんと育っていることが必要です。

高学年は、学習においては初等教育の完成期を迎えると同時に、個人差が広がる時期でもあります。小学校 1 年生の段階で身につける、粘り強く学習に取り組む態度を育てる指導が大切です。この時期は自立的な道徳的実践力も伸びます。生活指導が道徳教育の場となることもあり、指導の効果を上げるためには小学校 1 年生の少人数学級で、きめ細かく児童の内面に働きかけ善悪の判断力と行動力をきちんと育ておくことが必要です。

(2) 北本市の今までの対応状況について 現在の少人数授業の状況について

北本市教育委員会では、子どもたち一人一人を大切にする教育を充実するため、県費の加配や市費非常勤講師、市費情報教育指導員を活用した、少人数指導やティームティーチングを実施し、学習面におけるきめ細かな指導をすすめてきました。

学校教育リフレッシュプログラムより

北本市教育委員会は、本市や子どもたちの実態、学校の特性等を踏まえた特色ある学校づくり、地域や保護者に信頼される学校づくりを柱とする、学校教育における教育改革推進全体構想(学校教育リフレッシュプログラム)を定めています。これは、生きる力の育成を図る学校教育を、一層活性化させ、「21世紀をたくましく生きる心豊かな子どもの育成」をねらうものです。そのプログラムの中で少人数学級の導入によるきめ細かな学習指導を位置付けています。

(3)必要な措置について

小学校1年生における30人以下学級の実施について 前述の(1)(2)の状況をふまえ、生活指導上、学習指導上大きな 効果を期待できる人数(30人以下)の学級を編制し、生活集団と 学習集団が一致した30人以下学級の実施を計画します。

現行制度の課題

「市町村立学校職員給与負担法」の規定では、常勤の教員を採用することができるのは、都道府県もしくは政令指定都市に限られています。市町村が任用できるのは非常勤の教員で、現行の制度上では、30人以下の学級編制の実施で必要となる常勤の教員を、市町村費で任用することはできません。

本申請について

前述 の課題を解決するために、市町村立学校職員給与負担法の特例を導入することにより、市町村立学校職員給与負担法に基づき県が給与等を負担すべき常勤教員の、配当定数を超える教員についてその給与等を市が負担して任用しようとするものです。